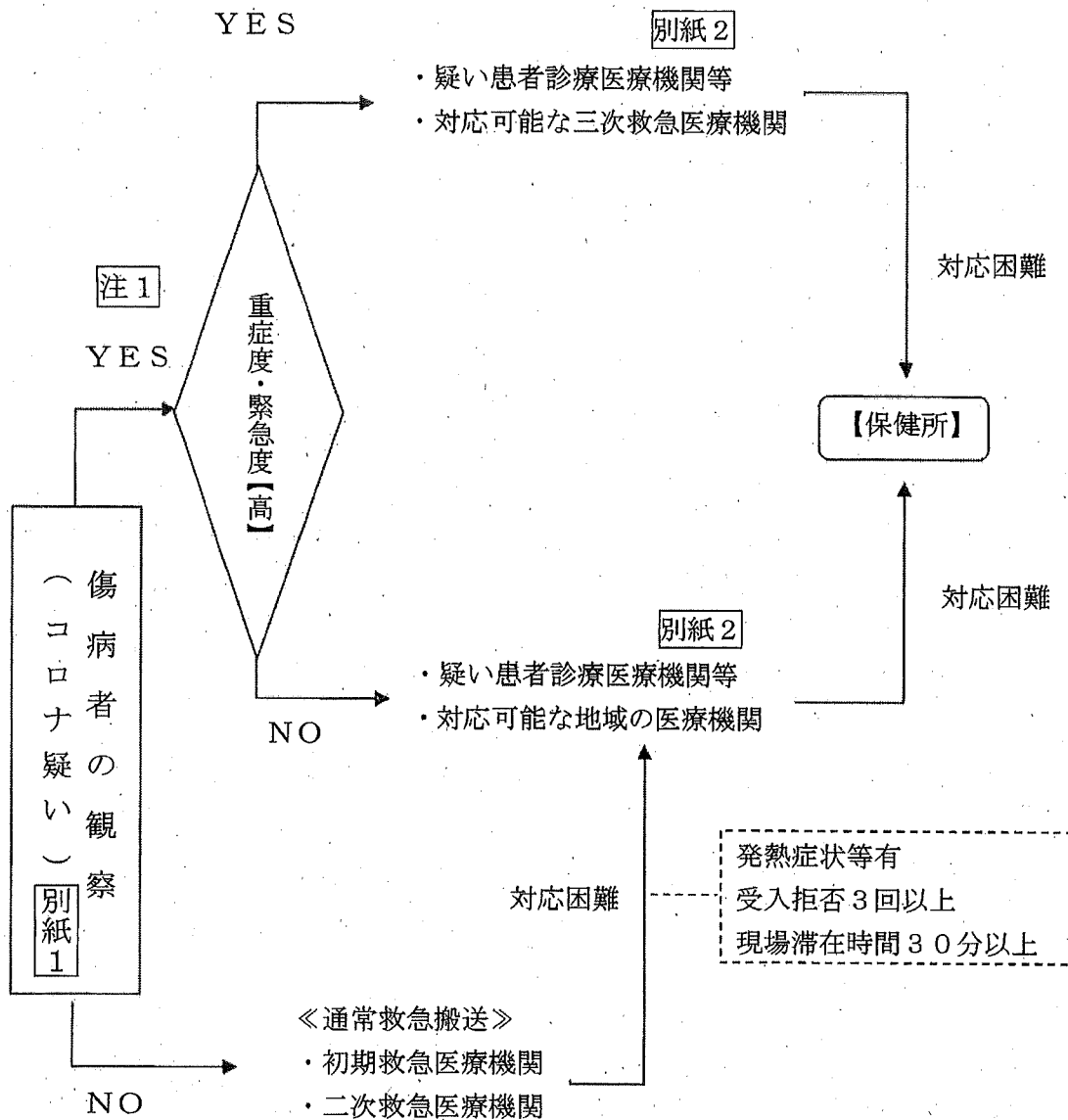


疑い患者の搬送フロー図



(注1) 疑い患者については、保健所に対応を引き継ぐこととされているが、福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部からの依頼に応じ、救急隊が搬送に協力する。

新型コロナウイルス感染症疑いの条件

「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」（令和2年2月4日付け消防消第26号消防・救急課長、消防救第32号消防庁救急企画室長通知（5月27日一部改正））の記2（2）にある『感染が疑われる患者の要件』をもとに、次のとおりとする。

- ☐ 発熱（※1） or 呼吸器症状（軽症含む）あり
かつ新型コロナウイルス感染症陽性確定者と濃厚接触歴あり
 - ☐ 発熱＋呼吸器症状あり
かつ発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症が流行している地域（※2）に滞在歴あり
 - ☐ 発熱＋呼吸器症状あり
かつ入院を要する肺炎を疑う患者
※高齢者又は基礎疾患があるにも関わらず、積極的に考慮する
 - ☐ 新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症の病原体検査で陽性
その治療への反応が乏しく症状が悪化している
 - ☐ 医師が新型コロナウイルス感染症を疑うもの
 - ☐ 新型コロナウイルス感染症にかかる検査結果待ちの患者
- 【※いずれか1つに該当すれば疑い患者として取り扱う】

※1 発熱とは、37.5℃以上の発熱のことを指す

※2 コロナ感染症が流行している地域とは、クラスター発生施設等のことを指す
（感染状況により判断）